

1. 日 時 令和2年10月22日（木）10：00～11：45
2. 場 所 福島市役所杉妻支所 2階会議室
3. 出席者 委員13名、オブザーバー2名、市（事務局含む）9名
4. 次 第 別紙のとおり
5. 内容要旨

1 議 事

- ① 議事①（仮称）松川水原太陽光第1・2発電所に対する意見について
- ② 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画 改定案について
- ③ 議事③その他

【質問応答要旨】

- (1) 議事①（仮称）松川水原太陽光第1・2発電所に対する意見について
※「（仮称）松川水原太陽光第1・2発電所について」に沿って説明。

〔事務局〕

「(1) 協議会について」から「(3) 設備整備計画について」まで説明。

〔事業者〕

「(4) 基本計画との整合性について」を説明。

○実質運用期間は30年以上を想定しているが、基本計画に掲載する発電事業期間については20年とする。固定価格買取制度の買取期間は17.5年となるため、資する取組は17.5年。

〔事務局〕

事業者の回答により、発電事業期間は20年間とし、基本計画改定案に記載する。発電事業期間を延長する場合には、期間延長について協議会にて協議いただくことを想定している。

〔農業委員会事務局〕

(4)に関連して、現状回復と土地利用計画について、第2発電所が再エネ法適用ではあるが、第1発電所についても当協議会の中で留意し、協議いただきたい。

〔事務局〕

「(5) 事業計画地についてNo.1」を説明。

〔事業者〕

「(5) 事業計画地についてNo.2」について「場内排水計画図」（非公開）を用いて説明。

○濃緑：流域ごとの水が調整池に入っていくように各流域の末端に位置するU字溝。

薄緑：各流域内のU字溝。場内の水を適切にU字溝の中に流し、角に長い面で流れる。

○◆（事業者が任意で設定している土砂流出警戒箇所）：「(5) 事業計画地についてNo.2」の対策。

「(5) 事業計画地についてNo.3」から「(6) 水害・災害対策関係法令について」まで説明。

〔委員〕

調整池が23か所から7か所になり、再エネ法の場所に調整池を全然つくらないことを心配している。最初の水原全体の説明会では、現在山の姿になっているよりも土砂災害、大水が出て23か所の調整池があれば大丈夫という説明だった。土を事業地域外に排出しないためだと思うが、23か所から7か所になった経緯は、地域の人たちに説明しなければと思う。

〔会 長〕

安全対策について2人の委員から確認したい。前回協議会后、農業委員会の現地説明があったと思うが、農業委員会事務局長からどのような話があったか発言いただきたい。

〔農業委員会事務局長〕

○安全対策の観点から、調整池についての意見・質問が多く出された。

○10月6日現在で調整池設計が確定に至っていないとのことだったため、確定した調整池の図面の提出のほか、調整池設計のお話をいただきたいと依頼した。

○農業委員会事務局から大きく2つお願いがある。1つは、50年確率について、①確率降水量の意味②50年確率降水量と30年確率降水量を比べた場合の50年確率降水量の良い点③50年確率降水量を採用する理由④確率降水量と調整池設計の関係(確率降水量が調整池設計にどのように反映されるのか)⑤調整池設計の過程について、専門用語や計算式を用いずに説明いただきたい。

○2つは、前回協議会において事業者より示された防災設計と安全対策について、有効性、妥当性に特段問題がなければ当協議会でお墨付きをいただきたい。

〔副会長〕

私の説明や地すべり等防止法の「すべり」がひらがなであるには理由がある。報道等では、事業者の回答にあるさんずいの「滑り」が使われるが、専門的には全然意味が違う。「地すべり」は、極めてゆっくりした動きで1年に数ミリしか動かないようなもの。普通の方が抱いているイメージは、土砂災害に直結するような土砂の移動現象で、事業者回答の「地滑り」も土砂災害対策になっている。ここは周囲に比べ地質が柔らかく、小規模な崩壊が多発するような場所で、少しずつ動いており、20～30年経つと地形が変わってくる可能性が非常に高いので、その配慮・対策をお願いしたかった。

お墨付きの話についてだが…。

〔農業委員会事務局長〕

事業者の安全対策について、協議会で承認という意味でお墨付きという言葉を使わせていただいた。

〔副会長〕

現行で多くの防災の法律やマニュアル、ガイドラインがあるため、比較・調査してこれだけやれば今のところ大丈夫ではないかという「落としどころ」を見つけたいと思うが、将来的に絶対起こらないと言うことまでは難しいと思っている。

〔委 員〕

安全安心対策についての資料で、調整池を設置するにあたり、仮設の沈砂池を設置し、土砂流出の防止にあたりと記載されていたが、具体的に沈砂池はどのような形で計画しているのか、次回、施工上の課題と併せて系統立てて説明いただいた方がわかりやすい。排水に関してもどこから流れた水がどこにたまりどこに流れるという、簡単でわかりやすい説明の方が理解が進む。

〔事業者〕

(調整池が)23か所から7か所になった理由、それでも安全だという背景、50年確率に関して、農業委員会事務局長より5つの項目をいただいている。その有効性については副会長にご意見いただく。最後に仮設の沈砂池の話。50年確率の背景から、調整池をどのように設計し、どう施工するか、一つの資料にまとめて次回お示しする。

〔事業者〕

「(7) 事業主体について」を「事業推進体制図」を用いて説明。

○基本計画作成の提案時(協議会設置の根拠)には、マッコーリージャパン(株)が発電事業のID(経済産業省ID)を保有していたが、その後SPC(松川水原太陽光発電事業合同会社)を設置したこ

とに伴い発電事業の権利を移した。

○土地の所有者はクラスタークリーンエナジー3合同会社であり、SPC（松川水原太陽光発電事業合同会社）が地上権を設定する。

○SPC（松川水原太陽光発電事業合同会社）の株主構成は変更する可能性はあるが、SPC（松川水原合同会社）が事業主体であり、協議会の決定に従う。

「(8) 設備投資計画について」を説明

○経済産業省認定等権利購入・前払地代は高いと思うかもしれないが、当初設定されたものから転売される等して、このような金額になっている。

○電力負担金・自営線建設費用について、第1発電所と第2発電所に差があるのは、電力会社との契約によるもの。

○造成・建設・設備費用については、80MWに対して、一般的な水準と考えている。

「(9) 資する取組について」を「農山漁村再生可能エネルギー法に関する協議資料」（非公開）を用いて説明。

○資する取組による寄付は、再エネ法対象である第2発電所40MW（DC：直流）分の売電収入の1.5%で提案する（平均年間約2,100万円、総額約3億7,000万円）。

○本計画の売電価格は36円だが、昨年度の先行事例の売電価格は40円で、本計画よりも10%売上が高い。

〔事務局〕

(7) について補足する。農林水産省作成の農山漁村再生可能エネルギー法Q&Aにより、事業者の変更等設備整備計画の内容に大きな変更が出る場合には、事前に協議会で関係者に説明を行い、譲渡・承継に対する合意を得て、設備整備計画の変更について、市の認定を受けることとなる。

〔委員〕

農業委員会では第1発電所も考慮してほしいとのことだった。もし第1発電所も含めた場合、利回りは増え、今回提案している1.5%よりも拠出できるのではないか。

〔農政部長〕

資する取組について、これまで地元の方々に金額も含め提示されてきたと思うが、その金額がなぜ変遷してきているのか、また、(9) No.3の回答について、前は16MWの3%、今回は40MW分で1.5%。実際の金額は上がってはいるが、年間2,000万円ありきの数字の操作にも見えてしまう。

〔事業者〕

第1発電所を含める話について、前提として農山漁村再生可能エネルギー法は経済産業省の権利に紐づくという点で、第2発電所の40MW分と考えている。災害対策については（第1発電所も含めた）全体で示しており、この場で議論いただくことは喜ばしい。

寄付金に関して、第1発電所も含めるのかというところで、現状、第1発電所に必要な土地はすべて確保しており、第2発電所は40MWのうち24MW分の土地は確保している。今回の農山漁村再生可能エネルギー法で追加される土地で足りるMW数が16MW分で、それを基準に考えていたがこちらの誤認で、経済産業省のIDに紐づかせ40MW分を考える。弊社が許容できる水準を勘案して（資する取組の寄付金額は年間）2,000万円。それを16MW分で考えると3%、第2発電所全体40MW分とすると1.5%となる。

〔農政部長〕

事業として収益が27億円、年に直すと1.5億円。パーセンテージや金額の妥当性を検討する上で、言葉ではなく、資料としてわかるものをご提示いただきたい。

〔委員〕

土地を提供した地域の方への最初の説明の金額を下回らなければ現在の金額でも問題ないと思う。
寄付のパーセンテージが下がっているのは、売上ではなく売電収入を対象としたためではないか。

〔事業者〕

事業者、土地所有者から一度も具体的な金額の話はしていないが、そういった話が出回っていたことは認識している。我々も地元の声を知ろうと努力しており、誰が話しているのか非常に聞きたい。

次に、売電収入と売上に大した差はないが、我々の誤認で16MWという小さい単位、小さい売電収入で考え、その3%という水準で同程度の金額を出していたが、もともと我々の出せる金額が決まっているので、40MWでその割合にすると3%から1.5%になったということ。

最後に、事業である以上利回りがすべて。できるだけわかりやすいものとしてこの数字を出させていただいた。こういったレベルのものを求められるか非常に難しい。どう皆さんに判断いただくか、歩み寄りも必要。こういったことを知りたいということがあれば用意するので、具体的なご議論をお願いしたい。

〔委員〕

一般的にわかりやすくするために売上を基準に%が決められている。利回りは、売上と支出、経費があって決まるが、売上の基準やコストの基準は事業者によって変わるものもある。金利の話も出ているが、みなさんが同じ金利で調達できるものではないため、利回りの根拠を明らかにしようとすると、私からこうすると良いとお示しできるものはないと思う。この金利が高いか安いかという話をしてもきりがないと思う。一方で、そもそも農山漁村の健全な発展に資する取組というところで、歩み寄りは何らかの形でできればと思うが、利回りを手掛かりにするのは判断が難しいと思う。

〔農業委員会事務局長〕

(資する取組として提案している売電収入の1.5%以外の) $+α$ は何かお考えになっているのか。

〔事業者〕

$+α$ については積極的に議論したい。具体的なお話があれば喜んで検討させていただく。

2回前の協議会で、 $+α$ のものよりもまずは、資する取組のパーセンテージをベースにという話があったが。

〔委員〕

今後地元の農業の健全な発展のための資金調達という面では、(1.5%では)金額的に弱いのではないか。昨年度策定した市の基本計画に売電収入の5%と書いてある。経費がかかっているからと言われればそれまでだが、せめて3%くらいまで上がればと思う。

もし、今回1.5%で決まるのであれば、市で決めた5%という数字は高すぎるのではないか。基本計画の%で考えを述べているが、そういう意味では1.5%でも問題ない。基本計画が5%となった根拠を知りたい。事業者にはせめて2~3%近くまでいかないと、今農業が落ち目の中でどのように活力ある地域づくりをしていくかという中では資金が足りないと思い、当初5%という話を出した。

〔会長〕

ご指摘の点は私も気にしていた。もし、今回1.5%ということになると、基本計画の文言を修正する必要があるだろうと考えている。農林水産省の資料を見ると、5%を推奨とは書かれておらず、3~5%という実績もあるという紹介のみ。他の地域の基本計画では、資する取組について(数値まで)明記しているところは少ない。5%を明記した根拠や、今後変更することがあるのか、市から説明いただければと思う。

〔環境部長〕

昨年度の基本計画策定の経過も踏まえ、環境部としての考えを述べさせていただく。まず、5%という具体的な数字を明記した経過だが、農林水産省のQ&Aに、3~5%という数字の紹介があり、それを踏

また議論の中では、具体的に数字を明記すべきでないという議論と、スタートの基準が明記されていないと混乱が生じるという議論があった。結果としては、議論をスタートする目安として数字は明記すべきとなった。法の趣旨として、農山漁村の健全な発展に資するという目的があり、3～5%の上の数字を市政としては取り込むべきということでこういった文言が盛り込まれた。

基本計画に数字が示されている中で、今日事業者から示された1.5%という考え方の捉え方については、今日ここでは決めかねると思う。法の趣旨も大事だが、環境を守る取り組みも必要。適切に施設を維持管理しなければ、調整池を多数つくっても十分に機能を発揮せず、災害が起きることは避けなければならない。そのための維持管理費用も当然見込んでいただく必要がある。金額、パーセンテージも大事だが、事業が健全に運営され、地域の環境を守って事業が行われ、地域にとって有用な事業だったと評価いただける事業になっていかなければならない。

〔会 長〕

どこまで歩み寄れるかだが、最終的には基本計画の文言の修正も含めての作業になるかもしれない。ただ、論点はあくまでもこのまま残しておきたい。他に何かあるか。

〔委 員〕

事業が終わった時点において、原状回復をうたわれている。原状回復費用は事業者がFIT期間に積立てることと記載されているが、次回できれば、金額の提示と具体的な積立ての方法、客観性を保てる積立て方法を提示していただければと思う。

〔委 員〕

40MW分の売電収入ということだが、日照の関係もあると思う。40MW以上の見込みがあるか、出力抑制の必要がないことはないのか。40MW以上売電収入があった場合はどのように対応するのか。

〔事業者〕

40MWとはパネル1枚1枚の発電容量の枚数によって決まり、容量を増やすと設備認定が失効するため、増やすことはできない。売上の推移は毎年気候によって変わってくる。長い目でみると原発の再稼働等電源の構成に変動があった場合には出力抑制がなされる。適切に管理する費用を見込んでいるので、その限りにおいて急激に売上が下がったり、1年分まるごと落ちたりすることはない。

〔会 長〕

資する取組について1.5%とこの場で決定というわけにはいかないと思うので、ご要望のあった追加資料を作成いただき、次回また審議したい。議事②に行く。

(2) 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画 改定案について

※「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画 改定案」に沿って事務局より説明。

〔事務局〕

- 市の基本計画は昨年度策定されているため、(仮称)松川水原太陽光第2発電所を追加し改定する。
- 協議会で決定する資する取組は、事業者より提出される、設備整備計画に記載。
- 基本計画改定案の赤字が追加箇所。(仮称)松川水原太陽光第2発電所をB地区として追加。
- P2(3)は、副会長からの助言を受け「地震」について追加。P3(4)は、昨年策定した「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」について、会長からの助言を受け追加。
- P5「資料1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」について、設備整備区域に含めることができる農地は「再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱い」参照。
- P9に(仮称)松川水原太陽光第2発電所の位置図を追加予定。

〔会 長〕

P3(4)は、「～守り継いでいくことが重要である。」と切っているが、つなげて、「守り継いでいくために、」にし、「～する。」で終わって良いと思う。他の表現に合わせる。

P2の4について、今回1.5%になる場合どう考えるか。弱めることが必要ではないかと思う。「基本として～」と記載されているが、半分以下になるのは基本とは言えないのではないか。数字や周辺の表現を変更することは可能か。

〔事務局〕

事務的には可能。

〔会 長〕

数字そのものを変えるか、周りの表現を少し弱める可能性はある。

〔事業者〕

売電収入の5%と決定された経緯に関してだが、「売電収入実績」の3～5%なのか。私が認識している資料では、「経常収支」の5%という書き方だった気がする。

〔事務局〕

次回まで確認する。

〔事業者〕

昨年度の先行事例の売電価格は40円だったと思うが、我々は10%減の36円。今の売電価格は12円くらい。建設費用、メンテナンス費用は売上が変わっても変わらずかかる。今後を見通すと、売上の5%は非常に苦しい数字。先ほど申し上げた、経常収支の5%は理に適っている。

〔農業委員会事務局長〕

売電価格について、36円で先行事例の10%減とのことだが、事務局に先行事例が40円であるか確認したい。私の記憶では40円ではなかったと思う。

〔会 長〕

基本計画に記載している数字3～5%というところと、先行事例の売電価格について次回まで事務局に確認いただきたい。

(3) 議事③その他

※事務局より次回日程等について説明。